

2021年6月24日

株 主 各 位

栃木県小山市本郷町三丁目4番18号
株式会社フライングガーデン
代表取締役社長 野 沢 卓 史

第40期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第40期定時株主総会におきまして、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|--------------|---|
| 報告事項 | 第40期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
本件は上記書類の内容を報告いたしました。 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件
本件は原案どおり承認可決され、配当金は1株につき20円と決定いたしました。 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件
本件は原案どおり承認可決され、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしました。また、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となりました。変更の概要は別紙に記載のとおりであります。 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
本件は原案どおり承認可決され、野沢八千万、野沢卓史、片柳紀之、長野令の4氏が選任され、就任いたしました。 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件
本件は原案どおり承認可決され、浜竹敏明、関根則次、石島仁司、石川伸治の4氏が選任され、就任いたしました。 |

- 第5号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件
本件は原案どおり承認可決され、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は年額150百万円以内と決定いたしました。
- 第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
本件は原案どおり承認可決され、監査等委員である取締役の報酬額は年額20百万円以内と決定いたしました。
- 第7号議案** 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
本件は原案どおり承認可決され、退職慰労金の具体的金額、贈呈の時期、方法等については、退任取締役については取締役会、退任監査役については監査等委員である取締役の協議にそれぞれ一任されました。

以 上

別紙

定款変更の概要は以下のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p><u>(自己株式の取得)</u></p> <p><u>第 6 条 当社は、取締役会決議により、市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第 7 条～第 10 条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第 12 条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 18 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第 6 条～第 9 条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、公告する。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第 11 条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 17 条 (現行どおり)</p>

変更前定款	変更後定款
<p data-bbox="185 175 497 198">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="135 238 362 261">第19条 (条文省略)</p> <p data-bbox="152 296 314 319">(取締役の員数)</p> <p data-bbox="135 322 546 367">第20条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p data-bbox="309 397 374 420">(新設)</p> <p data-bbox="152 485 314 508">(取締役の選任)</p> <p data-bbox="135 511 546 556">第21条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p data-bbox="197 601 362 624">2 (条文省略)</p> <p data-bbox="197 627 362 650">3 (条文省略)</p> <p data-bbox="309 653 374 675">(新設)</p> <p data-bbox="309 796 374 819">(新設)</p> <p data-bbox="152 964 314 987">(取締役の任期)</p> <p data-bbox="135 990 546 1085">第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="309 1108 374 1130">(新設)</p> <p data-bbox="309 1229 374 1251">(新設)</p>	<p data-bbox="619 175 930 198">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="568 238 818 261">第18条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="585 296 748 319">(取締役の員数)</p> <p data-bbox="568 322 981 397">第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。</p> <p data-bbox="630 400 981 446">2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> <p data-bbox="585 485 748 508">(取締役の選任)</p> <p data-bbox="568 511 981 601">第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。</p> <p data-bbox="630 604 818 627">2 (現行どおり)</p> <p data-bbox="630 630 818 653">3 (現行どおり)</p> <p data-bbox="630 656 981 792">4 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</p> <p data-bbox="630 795 981 938">5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p data-bbox="585 964 748 987">(取締役の任期)</p> <p data-bbox="568 990 981 1108">第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="630 1111 981 1229">2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="630 1232 981 1350">3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>

変更前定款	変更後定款
<p>(代表取締役及び役付取締役) <u>第23条</u> 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議により、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p><u>第24条</u>～<u>第25条</u> (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) <u>第26条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (新設)</p> <p><u>第27条</u> (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) <u>第28条</u> 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) <u>第22条</u> 当社は、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議により、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定することができる。</p> <p><u>第23条</u>～<u>第24条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) <u>第25条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。</u></p> <p><u>第26条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) <u>第27条</u> 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

変更前定款	変更後定款
<p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第32条～第42条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録) 第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置) 第32条 当社は監査等委員会を置く。</p> <p>(常勤の監査等委員) 第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>

変更前定款	変更後定款
(新設)	2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の決議)</u> 第35条 <u>監査等委員会の決議は、当該事項の議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> 第36条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u> 第37条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第43条～第45条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第40条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第47条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第42条 (現行どおり)</p>

変更前定款	変更後定款
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(期末配当金) <u>第48条</u> 当社は、株主総会の決議により毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金) <u>第49条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当</u>(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間) <u>第50条</u> (条文省略)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関) <u>第43条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議で定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) <u>第44条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(期末配当金等の除斥期間) <u>第45条</u> (現行どおり)</p>